

令和4年10月6日
開会 10時00分

○江上議長

皆さまおはようございます。まず、定足数の確認をいたします。議員定数 16 人中ただいまの出席議員は 15 人で、定足数に達しております。したがいまして、令和4年第2回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

さて、福岡県は、昨日5日、県が独自に発動しておりました福岡コロナ警報を解除いたしました。ただ、本日6日以降も引き続き、基本的な感染対策を徹底するよう呼びかけていることに鑑み、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、議事運営を行いたいと思います。その具体策といたしまして、飛沫拡散防止スタンドの設置、1時間ごとに会議室の換気を行い、そして、議案に応じた執行部の入替えを行うことにより、会議室への入室人数の抑制を図りながら、会議を行いたいと思いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。そして円滑な議事運営を行うため、議員各位は、質疑と討論における発言、執行部各位は説明と答弁における発言、それぞれを簡潔かつ明確に行っていただきますようお願いする次第でございます。

それではただいまから会議を行います。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、会議事件説明のため、原崎組合長をはじめ、関係職員各位の出席を求めております。本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定に基づき、13番、岡本陽子議員、14番、米山信議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。したがいまして、会議は本日1日限りとすることに決定をいたしました。日程第3「諸報告及び提案概要説明」を行います。原崎組合長から、令和4年第2回定例会招集にあたり挨拶並びに報告事項があればお受けいたします。原崎組合長。

○原崎組合長

皆さまおはようございます。本日、令和4年第2回定例会が開かれるに当たりましてご挨拶と議案の概要説明を申し上げます。議員の皆様におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。従前より引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながらの議会となりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の定例会では、4件の報告と11件の議案についてご審議をお願いするものでございます。

報告第1号は、令和3年度一般会計における繰越明許費の繰越額を報告いたすものです。

報告第2号は、令和3年度水道事業会計における建設改良費予算の繰越額を報告するものでございます。

報告第3号は、急患センター事業特別会計の債権放棄について報告するものでございます。

報告第4号は、水道事業会計の債権放棄について報告するものでございます。

第15号議案につきましては地方自治法第179条第1項に基づきまして、専決処分を行った水道事業会計補正予算第1号について、報告をし、承認をいただくものでございます。

第16号議案は、公平委員会委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございま

す。

第 17 号議案は、組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

第 18 号議案から第 21 号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、そして水道事業会計合わせて 4 会計の令和 3 年度決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

第 22 号議案から第 25 号議案までは、同じく、4 会計の令和 4 年度補正予算を提出しております。

以上いずれも重要な案件でありますので何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決、認定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○江上議長

以上で、原崎組合長の挨拶並びに報告を終わります。日程第 4、報告第 1 号「令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

報告第 1 号を説明いたします。議案書の右下に議案番号を付しておりますので、以下の議案説明の際もそちらをご確認ください。議案書の 1 ページをお開きください。

報告第 1 号「令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」

令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 10 月 6 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

それでは内容につきまして説明いたします。1 ページの 2、繰越明許費繰越計算書をお開きください。

令和 3 年度に専決処分した繰越明許費及び議決をいただきました繰越明許費につきまして、今回繰越明許により繰り越した、事業の財源内訳を示した計算書を作成し、ご報告申し上げるものでございます。今回 2 事業を繰り越しております。翌年度繰越額の欄において、令和 3 年度から令和 4 年度に実際に繰り越した額を示しております。その右の欄において、繰り越した額の財源内訳を示しております。なお、救急車更新事業費の財源内訳の欄中、既収入特定財源のその他の分につきましては、株式会社木村組からの指定寄附金でございます。また、消防本部庁舎等更新事業につきましては、1 億 6,888 万 9,000 円繰り越しておりますが、福津署の建設計画の変更により、この繰り越した予算については執行しない予定でございます。なお、計画変更に伴う予算につきましては、今回議案を提出しております令和 4 年度一般会計補正予算（第 1 号）において計上しておりますことを申し添えます。以上で、令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を終わります。

○江上議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第 1 号を終わります。

日程第 5、報告第 2 号「令和 3 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について」を議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

報告第2号を説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

報告第2号「令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について」

令和3年度水道事業に係る繰越計算書を公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。令和4年10月6日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

それでは内容について説明いたします。2ページの2、予算繰越計算書をお開きください。

資本的支出の一般改良費におきまして、1億3,703万5,000円、拡張事業費におきまして、1,934万8,000円を繰り越しました。内容としましては、国庫補助を受けて行う池田橋水管橋布設替工事を含め計5本の工事におきまして、水道管材料の認証において塗料メーカーの不適切行為が判明しましたことにより、安全が確認されるまでの間、施工中の水道工事を一時中断したため、年度内に竣工が出来なかつたものでございます。

以上で、令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について説明を終わらせていただきます。

○江上議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので質疑を終結し、報告第2号を終わります。

日程第6、報告第3号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

報告第3号を説明いたします。議案書の3ページをお開きください。

報告第3号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について」

宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和4年10月6日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1. 放棄した債権の種類 宗像地区急患センター診療収入 件数1件、金額2,890円

2. 放棄した時期 令和4年3月31日

3. 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

診療収入の滞納については、電話連絡、催告書、督促状の発送などを行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、回収ができず、やむを得ず時効期間の3年が経過したことから債権を放棄したため、ご報告させていただくものです。

以上で、報告第3号宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄についての説明を終わりります。

○江上議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。中村清隆議員。

○中村清隆議員

8番中村です。この急患センター診療収入の件でこの保険者、保険証の種類というのはどういったものか教えてください。

○江上議長

末廣企画財政係長。

○末廣企画財政係長

はい。企画財政係長の末廣です。保険の種類ということですが、社会保険です。

○江上議長

よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第3号を終わります。

日程第7、報告第4号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」を議題とします。
執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

報告第4号を説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

報告第4号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」

宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和4年10月6日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1. 放棄した債権の種類・件数・金額

放棄した債権の種類 水道事業会計水道使用料 件数 95件 金額 87万2,062円

2. 放棄した時期 令和4年3月31日

3. 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

水道料金の滞納については、催告書の発送や給水停止を行い、不能欠損の減少に努めているところでございますが、やむを得ず時効期間の2年が経過したことから債権放棄したため、ご報告させていただくものです。内訳としましては、市外転出などによる消息不明となったものが74件、66万7,165円。倒産によるものが5件、13万9,698円。死亡などによるものが16件、6万5,199円となっています。

以上で、宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄についての説明を終わらせていただきます。

○江上議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第4号を終わります。

日程第8、第15号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第15号議案について説明いたします。議案書の15ページをお願いいたします。

第15号議案「専決処分の承認について」

令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）について、令和4年7月21日付
けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和4年10月6日提出 宗像地区事務組合 組
合長 原崎智仁

令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めた。

提案理由 令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計において、宗像市が実施する下水道使用料
減免施策に対応するため、令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）を定める
必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕
がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分
したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正予算につきましては、宗像市が市民及び事業者の物価高騰などによる負担軽減のため
に令和4年10月から12月の使用分の下水道使用料（11月から令和5年1月請求分）の減免を実
施することから、下水道使用料の徴収事務を請け負う当組合において上下水道料金システム改修等
の必要が生じたものです。改修には3か月程度の期間を要することから、宗像市の補正予算議決後
すぐに契約を行う必要があったため、議会にお諮りする時間的余裕がなく、7月21日付で専決
させていただいた次第でございます。

では、補正予算書の説明に入ります。1ページをお開きください。

第2条です。収益的収入の1款 水道事業収益 1項 営業収益及び収益的支出の1款 水道事
業費用 1項 営業費用をそれぞれ1,000万円増額し、水道事業収益合計で35億9,599万8,000
円、水道事業費用合計で31億3,465万3,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。事項別明細書です。

まず下段の収益的支出からご説明します。1款1項 営業費用 4目15節委託料を1000万円増
額するものです。下水道使用料の減免に対応するため、料金システム改修等に要する経費でござい
ます。この増額する支出につきましては、宗像市の特殊事情によるものですので、協定に基づき宗
像市が徴収事務手数料として負担することとなります。このため、収益的収入 1款1項 営業収
益 3目2節 手数料を1,000万増額しています。

簡単ではございますが、以上で令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）の
説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第15号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を
求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第 15 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 9、第 16 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。
執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

議案書 16 ページ、第 16 号議案について説明をいたします。第 16 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」

宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。令和 4 年 10 月 6 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由 現在、本組合公平委員会委員である森内洋子委員が令和 4 年 10 月 31 日をもって任期満了となるため、あらためて宗像地区事務組合公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

なお、森内洋子氏の略歴は記載のとおりですので、ご確認ください。

以上で第 16 号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これより第 16 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第 16 号議案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第 10、第 17 号議案「宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 17 号議案について説明をいたします。議案書 17 ページをお開きください。第 17 号議案「宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 4 年 10 月 6 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)等の改正に伴い、宗像地区事務組合の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

議案の主旨につきまして説明いたします。令和 3 年の人事院勧告に伴い、国家公務員の妊娠、出産、

育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が講じられ、地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められています。これを受け、当組合においても、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、国に準拠する形で一部改正を行うものです。

以上で、第17号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第17号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、各会計の決算の認定の進め方についてでございますが、初めに、4議案を一括議題として提案を受けます。次に、監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑をお受けいたします。その後、議案ごとの説明、質疑、討論、採決の順序で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。それでは、日程第11、第18号議案から日程第14、第21号議案までの4議案を一括議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

それでは、第18号議案から第21号議案までの4議案につきまして、一括して提案をさせていただきます。

第18号議案「令和3年度宗像地区事務組合一般会計」

第19号議案「令和3年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計」

第20号議案「令和3年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計」

第21号議案「令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計」

以上4会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年10月6日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

以上、4議案を一括提案いたします。

○江上議長

ここで、監査委員に決算審査意見書の説明を求めます。井上監査委員お願ひいたします。

○井上監査委員

監査委員の井上でございます。お手元の「令和3年度宗像地区事務組合決算審査意見書」をご覧いただきたいと思います。

まず、第1ページに、森田監査委員と私の2名で監査いたしました結果を組合長あてに報告しておりますので、それを読み上げさせていただきたいと思います。

宗像地区事務組合組合長原崎智仁様

宗像地区事務組合監査委員井上和宏 監査委員森田卓也

令和3年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和3年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計の歳入歳出決算を審査したので、次のとおり意見を提出する。

1枚めくっていただきまして、2ページ目を読み上げます。

令和3年度宗像地区事務組合歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

(1) 令和3年度一般会計歳入歳出決算 (2) 令和3年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算 (3) 令和3年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 (4) 令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書 (5) 令和3年度一般会計・特別会計実質収支に関する調書 (6) 令和3年度財産に関する調書

第2 審査の方法

審査は、各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、関係法令に準拠して作成されているか否かを確認するとともに、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿とその他の証拠書類を照合したほか、関係職員から事情聴取等を行い実施いたしました。

第3 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月26日まで

第4 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令に規定された様式に従つて調製され、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、誤りのないものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりでございます。以下のところにつきましては、決算書からの抜粋でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

それでは、9ページをお願いいたします。なお、金額につきましては、1,000円単位で読み上げます。

6のむすびでございます。

以上が、令和3年度宗像地区事務組合一般会計、急患センター事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であり、これらは適正に執行され、財産運営されていると認められる。

一般会計の歳入については、前年度から3,449万3,000円減少し、1.6%減の20億6,805万9,000円となっている。減少の主な要因としては、消防債が9,330万円減少したことが挙げられる。これは、歳出において、消防車両維持管理事業費(消防債対象事業費)が5,896万円減少したこと、及び救急車更新事業費(消防債対象事業費)が4,114万円減少したこと等が主な理由であります。

なお、歳入全体としては減少しているものの、内訳では繰入金が1,457万4,000円、寄附金が3,250万円それぞれ増加しております。繰入金については清掃基金を取り崩したこと。寄附金については高規格救急自動車及び資器材の購入に充てるための指定寄附金を採納したことが、増加の理由であります。

歳出につきましては、前年度から7,235万4,000円減少し、3.5%減の19億6,773万6,000円となって

います。減少の主な要因としては、常備消防費のうち、備品購入費が9,976万9,000円減少したことが挙げられる。その主な内訳は、前年度の水槽付消防ポンプ自動車購入5,896万円が皆減したこと。高規格救急自動車及び積載資機材購入費3,250万円を繰越したこと等であります。次に、急患センター事業特別会計の歳入については、前年度から973万3,000円減少し、3.4%減の2億7,771万6,000円となっています。減少の主な要因としては、構成市である福津市と宗像市からの負担金収入が2,291万6,000円減少したことが挙げられます。

診療収入は前年度より増加したもの、コロナ禍以前と比較すると、依然として受診者数は少ない状況であり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、住民の受診控え等の影響が継続しているものと思われます。

歳出につきましては、前年度から6万3,000円増加し、2億5,616万5,000円となっています。同センターの管理委託料が16万2,000円増加、急患センター40周年事業を実施したことにより22万4,000円増加したもの、前年度に実施した新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用が皆減したことで歳出全体としては前年度と同水準になりました。

急患センター事業特別会計につきましては、今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍以前の診療収入の水準まで回復するには時間を要することが予想されますが、初期救急医療を担う急患センターの事業の重要性に鑑み、必要に応じ適切な対応を検討すべきと考えます。

次に、本木簡易水道事業特別会計につきましては、歳入は前年度から7,000万1,000円増加し、437.6%増の8,599万6,000円、歳出は前年度から6,009万4,000円増加し、375.7%増の7,608万9,000円となっています。これは、今年度は起債を活用して配水管布設替えを行ったことが要因であります。配水管布設替えは、令和5年度まで実施予定であります。また、歳入歳出差引残額は、前年度から990万6,000円増加していますが、これは、地方公営企業法を適用したことによる、出納整理事業のない打切り決算のために、新たな本木簡易水道事業会計の開始貸借対照表で未払金として整理され、令和4年度に支払われるものであります。

当会計の財源は、構成市である福津市からの繰入金に強く依存しているため、福津市と調整を図りながら、設備等の適切な維持管理及び更新を行う必要があると考えております。

次に、総評でございます。

各会計における財務会計は適正かつ公正に処理されている。一般会計及び各特別会計は、構成市からの負担金によって財源の大部分を確保している状況である。

消防署所の長寿命化や建て替えについては、当組合の将来的課題として認識しているところであります。消防署所の長期的管理計画や署所の適正配置に係る検討など、構成市の財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を望むものであります。

急患センターにつきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えやインフルエンザ患者の減少による診療収入の低迷が継続している状況であり、引き続きワクチン接種の進捗や感染症の流行状況を注視しつつ、臨機応変に対応を検討していくことが必要であります。

費用対効果に主眼を置いた事業運営を行うことを大前提として、宗像地区の住民が安全かつ安心に生活できる環境を維持・向上し、限られた財源を有効に活用し、引き続き効率的かつ効果的な運営を目指し、より一層努力していただきたいということであります。

以上が一般会計、特別会計の分でございます。

続きまして、宗像地区事務組合水道事業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。資料は、別途計算審査意見書でございます。まず、表紙を1枚めくっていただきまして、組合長宛ての審査意見でございます。一般会計同様に原崎組合長へ、監査委員2名連名により提出いたしました。読み上げは割愛させていただきます。

1枚めくっていただき、1ページを読み上げます。

令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

1 令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計決算

第2 審査の方法

審査にあたっては、提出された決算書類その他関係書類が、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、関係帳簿や諸証拠書類により審査を実施いたしました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査いたしました。

第3 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月26日まで

第4 審査の結果

審査に付された各決算書類の計数はいずれも関係法令に準じて作成され、計数も正確であり、経営成績及び財政状況も適正に表示されているものと認められました。

なお、審査結果の概要及び意見は、以下のとおりであります。

以下の内容につきましては、決算書からの抜粋でございますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

むすびでございます。

令和3年度の経営状況を見ると、収益においては事業収益全体で、33億7,253万8,000円、前年度比0.7%増、費用においては、事業費全体で29億1,247万8,000円、前年度比43.6%減となっています。この收支の結果、4億6,006万円の純利益となっております。

事業収益の増減としましては、営業収益が217万8,000円、前年度比0.1%の増加となり、営業外収益が2,292万2,000円、前年度比4.0%の増加となっておりました。

給水収益は、1,690万5,000円、前年度比0.6%増加し、水道利用加入金収入は2,067万円、前年度比18.9%増加しております。開発等による住宅の増加があった影響と考えられます。

事業費用の増減としましては、営業費用は1億4,714万9,000円。前年度比5.4%増加し、営業外費用は472万円。前年度比7.0%減少した。また、特別損失は23億9,516万2,000円。前年度比99.9%と大幅に減少した。これは、昨年度に久末ダム関連施設を福津市へ返還したことによる特別損失が発生したためであります。

事業の収益性に関する経営指標を見ると、総収支比率は115.8%、経常収支比率は115.8%、営業収支比率は97.4%と良好な数値を維持しております。

また、水道使用料の収納率を見ると、現年度分は96.8%で、前年度比0.1ポイント増、過年度分は92.1%で、前年度比0.4ポイント増で、年度全体としての収納率は96.6%と、前年度と同比率となりました。今後とも、未納者との接触を継続し、生活や経済状況の把握等を行いながら、収納率向上及び未収金の回収に努められたい。

業務実績を見ると、給水人口は14万3,791人、前年度比で0.6%増、給水戸数は6万4,697戸で、前年度比16%増となっております。年間総配水量は1,406万973立方メートルで、前年度比0.1%増、年間総有収水量は1,275万1,101立方メートル、前年度比0.5%増であり、有収率は90.7%、前年度比0.4ポイントの増となっておりました。

北九州市との水道事業包括委託費用額については、9億3,064万9,000円、前年度比16.2%と増加している。これは、配水及び給水費の委託料のうち、修繕費が3,243万円の増額となったこと及び総係費の負担金のうち、委託料が5,316万9,000円の増額となったことが主な要因である。

包括的業務委託が、適切かつ効率的に行われるよう、委託内容の精査を欠かさず、今後も収益力のさらなる向上に努められたいと思います。

総評でございます。

財務会計処理は適正に行われていました。

水道事業では、水道ビジョン2027及び水道事業経営戦略に基づき、安全な水を供給するとともに、災

害に強い水道事業の構築に取り組んでいるところであります。

本年度は、一般改良に係る配水管布設替工事に、税込み 8 億 7,650 万 2,000 円を執行し、管路の更新や耐震化を進め、昨年度低下傾向であった有収率は 90.7% と、前年度と比較して 0.4 ポイント上昇しており、改善傾向にあります。

老朽化した浄水施設や配水管等の更新には、今後とも多大な費用が見込まれることから、より一層経営の効率化を図るとともに、経営基盤の強化に尽力していただきたいということでございます。

最後に、経営健全化に係る審査意見についての報告をいたします。

A4 の両面 1 枚もので、「令和 3 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算における経営健全化に係る審査意見について」のタイトルとなっているものをご覧いただきたいと思います。

経営健全化基準 20% というところがございます。これは、事業規模に対する資金不足額の割合が 20% を超えると健全経営と言えなくなるという法に定められた基準でございます。

結論を申し上げますと、水道事業会計におきまして、資金不足はなしということでございますので、これは、健全経営ということでございます。

以上で監査委員の報告を終わらせていただきます。

○江上議長

それでは、ただいまの井上監査委員の決算審査報告に対しまして質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。横山議員。

○横山議員

1 点質問いたしたいんですが、監査委員さんの日頃からの事務組合に対する監査について、感謝しているところでございますけど、給水原価についてちょっと原価計算が難しいところもあるでしょうけれど、物価高騰がこれからも考えられますよね。そういうところで、今の状態を保っていく、そして減価償却にしろどのように抑えていくのか、そのことを減価償却が上がれば上がるほど、給水原価というのが高騰していくわけですので、そのところをどのようにお考えになって、監査に当たられるかということを聞きたい。

○江上議長

井上監査委員。

○井上監査委員

まず減価償却、固定資産の関係ですけど、固定資産関連の営業に対する影響は、やっぱり地形とかそれから、給水状況とかその他いろんなものが影響すると考えられるんですけども、特に、宗像、福津地区はダムがあります。それから、離島が二つあります。それから集落っていうか町が点在化してその間に山があるとか、田んぼがあるという土地が多くございます。多分、その結果固定資産の使用効率が悪くなつた部分があるかとは考えられます。

ちなみに、前回ちょっとお答え出来なくて申し訳なかったんですけども、全くダムがないと考えた場合、先ほどのダムとか離島がないと考えた場合はその使用効率が 4.5 ですかね、それから、離島がないと考えた場合が 4.6、ダムがないと考えた場合は 5.5、それから、離島とダムが両方ともないと考えた場合は 5.8 と効率がやはり、多いという計算が出ましたので、遅まきながらご報告いたします。

それと給水原価ですかね、確かに給水原価がほかの類似する団体と比べまして、事務組合の給水原価等が若干高うございます。それは、先ほどの原因もまあ少しはあろうかと思しますけども、ただですね、例えばこれが水道料金にどういうふうにはね返ってるかを考えますとですね、宗像事務組合は、福岡の約 50 の市町村で、ちょうど 21 位ぐらいの金額でございます。10 立方メートルの家庭用料金それから、20 立方メートルの家庭用料金。10 立方メートルのほうが大体 21 位。それから 20 立方メートル後の料金が 16 位ということで、そんなに極端に悪くないんです。というのは、恐らく値段が安いところはですね、逆に何か無理をして

ですね、ちょっと原価が下がってるんじゃないかと考えられますが、この点につきましては、今後、大きな課題でございますので、私はその会計上、計数上ですね、考えるところがあれば、組合の皆さんと考えていきたいと思っております。以上です。

○江上議長

よろしいですか。はい、横山議員。

○横山議員

ありがとうございました。物価高騰ということが考えられるよね、とにかくお願いしたいのは材料とか機材、それから資材ですね、このストックマネジメント。ここをしっかりと管理していただいて、物価のいわゆる原価、給水原価、抑えてほしいということを、監査で一生懸命させていただきたいと思っております。以上です。

○江上議長

質疑ですか。

○横山議員

いや、もういいです。

○江上議長

よろしいですか。質疑ですから、意見じゃなくて質疑にしていただければと思います。他にございますか。

(なしの声)

○江上議長

はい。ないようですので、質疑を終結します。井上監査委員、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

それではここで会議室の換気を行うため、休憩とし、再開は午前 11 時 5 分といたします。

(休憩)

○江上議長

休憩前に引き続き会議を行います。日程第 11、第 18 号議案「令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。高山次長兼総務課長。

○高山次長兼総務課長

次長兼総務課長の高山でございます。よろしくお願いします。第 18 号議案「令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

お手元の決算書に基づきまして説明いたしますので、宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

令和 3 年度の決算につきまして、歳入合計は、予算現額 22 億 185 万 5,000 円に対し、調定額及び収入済額は、同額で、20 億 6,805 万 8,843 円となっております。予算現額と収入済額との比較では、1 億 3,379 万 6,157 円の減額でございます。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。歳出合計は、予算現額 22 億 185 万 5,000 円に対し、支出済額は 19 億 6,773 万 6,277 円となりまして、翌年度繰越額が 2 億 138 万 9,000 円、不用額が 3,272 万

9,723 円生じております。

次にページが飛びますが、38 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は、1 億 32 万 2,566 円でございます。(2)の繰越明許費繰越額は 6,708 万 9,000 円で、その内訳は、福津消防署の更新に係る消防本部庁舎等更新事業費 3,458 万 9,000 円と、高規格救急自動車及び積載資器材購入のための指定寄附金 3,250 万円となっております。実質収支額は 3,323 万 3,566 円となっております。

続きまして、歳入歳出事項別明細書により、主な決算内容について説明いたします。

ページが戻りますが、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入のうち、1 款 分担金及び負担金は、予算現額 18 億 9,420 万 2,000 円に対しまして、同額を収入しております。前年度と比較して、666 万 5,000 円の増となりました。構成市の負担金額は、右端の備考欄へ記載のとおりでございます。宗像市の負担金額の合計は 10 億 4,148 万 4,400 円、福津市の負担金額の合計は 8 億 5,271 万 7,600 円となっております。

続きまして、10 ページ、11 ページをお開きください。

4 款 財産収入の 2 項 財産売払収入は、予算現額 1,000 円に対し、収入済額は 121 万 999 円となっており、高規格救急自動車の売却によるものです。5 款 繰入金の 1 項 基金繰入金は、予算現額 1,502 万 6,000 円に対し、収入済額は 1,457 万 3,900 円となっており、宗像浄化センターの解体実施設計業務に充当するために清掃基金を処分したことによるものでございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

7 款 諸収入は、予算現額 2,050 万円に対し、調定額及び収入済額は 2,033 万 1,978 円となっており、その内訳は備考欄に記載のとおりです。

次に 8 款 組合債は、契約額の確定などにより、予算現額 1 億 7,500 万円に対し、調定額及び収入済額は、4,070 万円を借り入れております。これは、高規格救急自動車や福津消防署の更新事業などの消防債となっております。

次に 9 款 寄附金は、予算現額 3,250 万円に対し、調定額および収入済額は、3,250 万円の同額となっております。これは、株式会社木村組様から高規格救急自動車とその資器材を購入するための指定寄附金となっております。

次に、歳出について説明いたします。16 ページ、17 ページをお願いいたします。

支出の内容は備考欄に記載しておりますが、主な項目について説明をいたします。

1 款 議会費は、予算現額 190 万 5,000 円に対し、支出済額は、155 万 6,499 円です。令和3年度は、備考欄の 17 節 備品購入費で議会飛沫防止対策用ビニールシートスタンド 9 万 9,000 円を支出しております。

2 款 総務費は、予算現額 4,004 万 9,000 円に対して、支出済額は 3,767 万 7,621 円となっております。

次に 20 ページ、21 ページをお願いいたします。

3 目 財産管理費の備考欄、細目 1 財産管理費において、14 節 工事請負費で令和 3 年 3 月をもつて業務を終了した宗像地区歯科休日急患センターの診察室内に設置していました歯科用ユニットの撤去工事や、旧宗像地区急患センターの空調設備の老朽化による空調機器の更新工事に 58 万 5,200 円を支出しています。

次に 22 ページ、23 ページをお願いします。

3 款 衛生費は、予算現額 1 億 6,088 万 3,000 円に対し、支出済額は 1 億 5,600 万 1,188 円となっております。

24 ページ 2 項 清掃費 1 目 し尿処理場費について、25 ページの備考欄をお願いいたします。

細目 4 し尿処理場撤去事業の 12 節 委託料で、令和 6 年度からのし尿処理場撤去に関しまして、解体実施設計業務委託料を 1,457 万 3,900 円支出し、その財源として清掃基金を取り崩し、充当しております。

次に 26 ページ、27 ページをお願いいたします。

4款 消防費は、予算現額 17 億 1,995 万円に対し、支出済額は、14 億 9,970 万 2,625 円となっております。主な支出については、27 ページの備考欄をお願いいたします。

細目 1 職員人件費で、12 億 2,452 万 5,506 円となっております。内訳は、常勤職員 141 人、短時間再任用職員 7 人でございます。

人件費以外の主な内容につきまして、説明をいたします。31 ページの備考欄をお願いします。

備考欄中段の細目 10 消防資機材維持管理事業費でございます。17 節 備品購入費で防火衣や墜落制止用器具などの警防資機材や、ウェットスーツなどの救助資機材の購入に 999 万 6,324 円を支出しております。

備考欄下段の細目 12 通信機器整備事業費でございます。ページをめくっていただきまして、33 ページの備考欄上段の 12 節 委託料で 1 億 1,587 万 5,191 円を支出しております。主な支出内容は、消防通信指令業務の福岡都市圏共同運用委託料です。

備考欄中段の細目 15 救急業務高度化推進事業費において、12 節 委託料で救急救命士等研修委託料 235 万 7,000 円を支出しています。救急救命士等研修委託料は、前年度以前までは、18 節 負担金、補助及び交付金で救急関係負担金として計上しておりましたが、令和3年度より 12 節 委託料に計上しております。

備考欄下段の細目 18 救急一般活動費において、10 節 需用費で 952 万 8,166 円を支出しています。新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の新たな拡大に備えて、備蓄用ディスポーザブル感染防止衣などを購入したことにより、前年度と比較して 418 万 6,942 円の増となっております。

35 ページの備考欄をお願いいたします。

上段の細目 19 救急車更新事業費の 17 節 備品購入費において、救急車更新のため 1 台の高規格救急自動車及び積載資器材の購入に 3,289 万円を支出しております。

その下の細目 20 消防本部庁舎等更新事業費は、福津消防署の建設に向け、建築実施設計業務、用地鑑定評価業務、用地測量業務など、1,416 万 8,401 円を支出しております。

これで歳出の説明を終わりまして、引き続き「財産に関する調書」について、昨年度と比較して増減のある項目を説明させていただきます。42 ページをお願いいたします。

2 物品につきまして、赤間出張所に配置している高規格救急自動車 1 台及び事務連絡車 1 台の更新を行い、総台数は 35 台となっております。

次に 43 ページ、44 ページをお願いします。

3 基金については、44 ページ下段の合計基金額の表をご覧ください。定期預金利息の積立による 5,000 円の増額と、清掃基金の処分による 1,457 万 3,900 円の減額により、基金総額は、令和 3 年度末現在額 3 億 6,945 万 7,653 円となっております。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の「決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明をいたします。

成果報告書の 2 ページをお願いいたします。

(2) 歳入決算の表でございます。決算額は、対前年度比 3,449 万 3,000 円減、98.4% の 20 億 6,805 万 9,000 円となっております。

次に(3) 歳出決算の表でございます。決算額は、対前年比 7,235 万 4,000 円の減、96.5% の 19 億 6,773 万 6,000 円となっております。

区別の前年度との比較では、消防車両維持管理事業費や消防本部庁舎等更新事業費の減により、消防費に対する組合債が減となり、歳入決算の組合債及び歳出決算の消防費で減となっています。また、清掃基金を処分し、宗像浄化センターの解体実施設計業務に充てるために歳入決算の繰入金及び歳出決算の衛生費が増となっています。

さらに、歳入決算においては、株式会社木村組様からの高規格救急自動車購入のための消防費寄附金をいたいたことにより寄附金が増となっております。歳出決算では、公債費償還金が増となっています。

次に 4 ページの 3 一般会計の主要な施策の成果をご覧ください。

(1)議会費の関係では、定例会2回、臨時会を2回開催しております。(2)総務費関係は記載のとおりでございます。

次に、5ページの(3)衛生費のうち、①、アレ尿処理状況、a生し尿、浄化槽汚泥搬入量の表をご覧ください。し尿処理場への搬入量合計は、対前年度比1,219.0キロリットルの減、90.0%の1万979.0キロリットルとなっております。

6ページをお願いいたします。

消防費関係では、主な事業としましては、上段の福津消防署建設に関する設計、測量、鑑定等の業務、墜落制止用器具の購入、高規格救急自動車1台と備蓄用ディスポーザブル感染防止衣の購入などを行っております。

以下のページでは、消防・救急活動の状況や防火対象物への査察、講習会の実施状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。特に、6ページ、①警防・救急関係のイの救急活動の状況については、コロナ感染症の疑いを含む出動が61件あっております。また、7ページ、キの緊急消防援助隊派遣状況については、令和2年度は令和2年7月豪雨による熊本県に派遣がありましたが、令和3年度の派遣実績はございませんでした。

これを持ちまして、令和3年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。なお、令和3年度決算の認定に併せて、一般会計等の公会計財務書類を作成しましたので、事前にお配りさせて頂いております。

では、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第18号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第18号議案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第12、第19号議案「令和3年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。高山次長兼総務課長。

○高山次長兼総務課長

第19号議案「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。お手元の決算書に基づきまして、説明いたしますので、宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入合計でございます。予算現額2億6,352万8,000円に対しまして、調定額、2億7,778万6,328円、

収入済額は2億7,771万5,958円、不納欠損額2,890円、収入未済額は6万7,480円となっております。予算現額に対します収入済額との比較は、1,418万7,958円の増となっております。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額2億6,352万8,000円に対しまして、支出済額は2億5,616万4,994円となりまして、不用額が736万3,006円生じております。歳入歳出差引残額は、2,155万964円となります。これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、事項別明細書により、主な決算内容につきまして、説明いたします。まず、歳入について、説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

令和3年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計の歳入の特徴としまして、診療収入は前年度と比較して増加したものとの、コロナ禍以前と比較しますと、依然として受診者数は少ない状況であり、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが継続していると思われます。

それでは、款ごとに説明をさせていただきます。

1款 診療収入は、予算現額5,277万8,000円に対しまして、調定額は6,692万5,394円、収入済額は6,685万5,024円、不納欠損額2,890円、収入未済額は6万7,480円となっております。

2款 分担金及び負担金は、1目 経常費負担金の予算現額1億6,500万円に対し、調定額及び収入済額のいずれも同額で、1億6,500万円となっております。

また、2目 創設費負担金の予算現額1,440万2,000円に対し、調定額及び収入額のいずれも同額で1,440万2,000円となっております。構成市それぞれの負担金は、備考欄に記載しておりますが、前年度と比較して、宗像市が1,387万6,850円、福津市が903万9,150円の負担金が減となっております。

次に10ページ、11ページをお願いします。

5款 諸収入 2項 雜入について、1目 雜入 2節 国庫補助金過年度収入でございます。令和2年度のインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金について、令和2年度からの精算分として、10万8,000円の追加の交付決定を受けたことにより、その額で調定額及び収入済額となっております。

次に、歳出について、説明いたします。12ページ、13ページをお願いします。

1款 急患センター運営費は、予算現額2億4,725万6,000円に対し、支出済額2億4,176万3,934円となっております。

主な支出内容は、備考欄 細目1 急患センター管理運営事業、12節 委託料 急患センター管理委託料2億3,699万260円で、宗像医師会に委託しております。また、細目2 急患センター40周年事業として、7節 報償費で関係医療機関に対する感謝状などを購入し、10節 需用費で急患センター開設40周年を総括した記念冊子200冊を作成し、関係者へ配布しております。

2款 公債費は、地方債の元利償還金としまして、予算現額1,440万2,000円に対し、支出済額1,440万1,060円となっております。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の「決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明をいたします。

成果報告書の9ページをお願いいたします。

(2)歳入決算の合計額は、対前年度比973万3,000円の減、96.6%の2億7,771万6,000円となっております。減額の主な要因は、構成市からの負担金と、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県補助金の減によるものでございます。

(3)歳出決算の合計額は、対前年度比6万3,000円の増、100.0%の2億5,616万5,000円となっており、前年度と同水準となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

5急患センター事業特別会計の主要な施策の成果のうち、(2)の急患センター利用状況でございます。

①の受診者数は、5,145人で、令和3年度は、前年度と比較して699人の増となったものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものとなっております。下段の④の市町村別患者数では、宗像市

が 44.6% の 2,298 人、福津市 24.7% の 1,271 人、組合構成市以外の患者数は、30.7% の 1,576 人となっております。

これをもちまして、令和 3 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 19 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第 19 号議案は原案のとおり認定することに決しました。ここで執行部入替えのため暫時休憩といたします。議員の皆様は自席でお待ちください。

(休 憩)

○江上議長

それでは休憩前に引き続き会議を行います。日程第 13、第 20 号議案「令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福です。よろしくお願ひいたします。

それでは、第 20 号議案「令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。別冊の決算書に基づき、説明いたします。本木簡易水道事業特別会計の決算書 2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、歳入合計では、予算現額 8,847 万 5,000 円に対しまして、収入済額が 8,599 万 6,003 円で、予算現額と収入済額との比較で 247 万 8,997 円の減となっています。

4 ページ、5 ページをお開きください。

次に、歳出合計では、予算現額 8,847 万 5,000 円に対しまして、支出済額が 7,608 万 9,175 円で、不用額が 1,238 万 5,825 円生じています。

歳入歳出差引額は 990 万 6,828 円で、これは、本木簡易水道事業が令和 4 年 4 月から地方公営企業法を適用したことにより、令和 3 年度の会計が出納整理期間のない打切り決算となったため、未払金として

新会計へ繰り越したものです。

続きまして、7ページ以降の事項別明細書に沿って、主な決算内容につきましてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款の事業収入は、調定額 161万 3,072円に対して、収入済額は、152万 7,711円で収入未済額は 85,361円となっています。内容は、現年分使用料が 152万 663円などとなっています。3款 繰入金 2,043万 7,000円は、福津市からの繰入です。

10ページ、11ページをお開きください。

6款 組合債 6,370万円は、福津市下水道課に委託して実施した配水管の布設替及び地方公営企業法適用に係る経費に充てるために借り入れを行ったものです。

次に歳出につきまして、ご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

1款 1項 1目 簡易水道管理費 12節 委託料は、支出済額 489万 9,810円で、主な内容としましては、北九州市への包括委託料 487万円で、浄水場の電気代や配水管等の修繕費などである需用費、水質検査等の役務費、配水施設の管理等の委託料などとなっています。なお、多額の不用額が出ていますが、北九州市への包括委託料の精算払い分や地方公営企業法適用のための会計システム整備委託料などが、打切り決算により未払いとなったもので、新会計において4月に支払いを行っています。

2款 1項 1目 簡易水道事業費 12節 委託料は、支出済額 6,523万 2,070円で、福津市下水道の布設に合わせて配水管布設替を委託した業務委託料などです。3款 公債費は、支出済額 223万 5,590円で、組合債にかかる償還金及び利子となっています。令和3年度末の未償還残高は、6,938万 1,758円でございます。

なお、【第20・21号議案関係資料】として北九州市への包括業務委託の前年度比較表を作成していますので、併せてご参照ください。また、本会計の決算状況及び主要な施策の成果として、「決算に係る主要な施策の成果報告書」の13ページ、14ページに掲載しています。

以上で、令和3年度本木簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第20号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第20号議案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第14、第21号議案「令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

では、第21号議案「令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。別冊の決算書に基づき、説明いたします。水道事業会計の決算書2ページ、3ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出です。収入の決算額は、36億4,976万2,460円で、予算額に比べ4,204万7,460円の収入増となっています。次に支出です。決算額31億1,121万9,564円で、不用額は4,543万9,436円となっています。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出です。収入の決算額は、2億9,796万533円で、予算額に比べ633万9,467円の収入減となっています。これは、国庫補助を受けて行う工事を繰り越したことが主な要因です。次に支出は、決算額13億9,013万2,266円で、翌年度に1億5,638万3,000円を繰り越しまして、不用額は4,613万6,124円となっています。

次に、6ページ、7ページをお開きください。損益計算書です。

7ページ上から6行目、経常利益としては4億6,017万78円となっています。最終的に下から4行目、当年度純利益は4億6,005万9,828円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

上段、剰余金計算書です。表の中ほど、当年度の主な変動としましては、利益剰余金のうち減債積立金を2億5,467万2,000円、企業債の償還のために取り崩しまして、資本金に組み入れています。年度末の未処分利益剰余金は、当年度純利益を加え7億6,407万4,648円となっています。下段、剰余金処分計算書に記載のとおり、当年度純利益は、全額を減債積立金へ積み立てる予定としています。

10ページ、11ページの貸借対照表をお開きください。

資産の部では、固定資産及び流動資産の内訳を、負債の部では、固定負債、流動負債の内訳と繰延収益を掲載し、また、資本の部では、資本金、剰余金の内容を掲載しています。年度末の保有現金は、資産の部の2流動資産(1)現金預金の67億4,049万2,865円でございます。また、資産合計と負債資本合計は、いずれも396億4,441万131円となっています。

続いて、15ページからの決算付属書類について説明いたします。

16ページ、水道事業報告書をお開きください。

1. 概況(1)総括事項です。

令和3年度の水道事業は、国庫補助事業を有効に活用し、建設改良事業を実施しています。まず、一般改良事業としまして、吉田取水場の電気設備更新工事や老朽化した配水管布設替工事等を実施し、8億7,650万円、管路延長5.9kmを執行しています。また、拡張事業としまして、宗像市域の配水管布設工事等を実施し、4,908万円、管路延長0.7kmを執行し、さらなる水の安定供給及び水道施設の整備拡充に努めています。次の給水状況につきましては、後ほど20ページの業務量でご説明いたします。

財政状況です。収益的収支は、事業収益と事業費用の差引きで4億6,005万9,828円の純利益を生じています。資本的収支は、10億9,217万1,733円の収入不足となっていますが、積み立てた資金で補てんしています。

17ページには、(2)議会議決事項、(3)行政官庁許認可事項を記載しています。

18ページをお開きください。

上段、(4)職員に関する事項です。組合で雇用する職員についての記載であり、宗像市、福津市からの派遣職員は含みません。

中段以降19ページにかけては、2.工事として、令和3年度に実施した主な建設工事及び改良工事の概況を記載しています。

20ページをお開きください。

3.業務、(1)業務量です。管内給水区域内人口は、前年度に比べ0.5%増の16万2,169人となり、この

うち、給水人口は0.6%増の14万3,791人で、給水普及率は0.1ポイント増の88.7%となっています。年間の総配水量は、前年度に比べ0.1%増の1,406万973m³、有収水量は0.5%増の1,275万1,101m³で、有収率は、0.4ポイント増の90.7%となっています。供給単価、及び給水原価ですが、使用者からいただいている1m³当たりの供給単価は、税抜きで205円40銭となっており、水道水を1m³作るのに必要な経費の給水原価は、税抜で191円55銭となっています。

下段、(2)事業収入に関する事項です。収入総額は、33億7,253万8,281円で、前年度と比較しますと、2,510万805円の増額となっています。増額の主な内容としましては、営業収益の給水収益及び営業外収益の加入金が増えたことによるものです。

21ページ、水道使用料の収納状況です。

中段、現年度分の収入率は、96.8%、下段、過年度分は、92.1%となっています。

22ページをお開き下さい。

(3)事業費に関する事項です。事業費総額は、29億1,247万8,453円で、前年度と比較しますと、22億5,273万2,705円の減額となっています。これは、令和2年度に、久末ダム関連施設の福津市への返還に伴う除却費用が計上されたためです。

23ページ、4.会計です。

(1)重要契約の要旨として、2,000万円以上の契約のものを掲載しています。(2)企業債の概況です。令和3年度末の借入残高は、31億9,936万5,457円となっています。

27ページからは財務諸表付属明細書です。29ページ～34ページに収益費用明細書を、また、35ページ～37ページに資本的収支明細書を、38ページ、39ページに固定資産明細書を、40ページ～47ページに企業債明細書を掲載しています。

なお、【第20・21号議案関係資料】として北九州市への包括業務委託の前年度比較を作成していますので、併せてご参考ください。

以上で、令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。はい、横山議員。

○横山議員

6ページ7ページなんですね。営業費用が、損失で7,490万出てるんですけどね。この実際のところの来年度とかいろんな先の将来のことを考えてなんんですけど、営業収益よりも営業費用がかかり過ぎるっていうのは、ちょっと懸念があるもんで、この営業費用の何が原因でっていうのをお聞かせください。

○江上議長

はい。山中経営係長。

○山中経営係長

はい。経営係長の山中でございます。よろしくお願いします。

営業損失が7,490万円出ている部分のところにつきましてですが、やはり近年の、物価の高騰等の影響は、多分にあるものでございますが、1番大きな要因としましては、減価償却費はこちらは営業費用なんでございますけれども、資産を購入するときに、補助金等を受けました、長期前受金っていう形で、これを、減価償却に合わせて、長期前受金戻入という形で処理していくんですけども、この部分が営業外収益、という形で計上せざるを得ないものがありまして、ここで営業費用に計上されるものに対応するものが、営業外収益という形で計上される部分が、1番大きな原因になろうかと考えています。

以上です。

○江上議長

はい、横山議員。

○横山議員

営業外収益ということでございますけれど、これ見ると4億6,000万、経常利益が上がってるんですけどね。私が申したいのは、委託料がどうしてもどんどんどんどん年々上がってきてるような気がするんですよね。で、全体のバランスとして、結局、ここの項目で言う営業収益と営業費用というのは、要するに、トントンでも駄目なんですね。やはりプラス側に転じていくというようなことを考えていただかないといけないんじゃないと思うんですね。全体として利益が出てるんですけどね。だからここは企業努力っていうのが必要なもんですから、委託費の何かを考えながら、この損益計算書、来年のですね再来年もこうやって、1年間で、負債がストックしていったらいかんわけですので、そのところの改善をどのようにお考えなのか最後に、お聞かせください。

○江上議長

豊福経営施設課長

○豊福経営施設課長

今の水道事業は、北九州市に包括委託しておりますが、ここ数年、人件費の高騰もあります。ただ、今後の水道事業の健全な運営につきましては、北九州市とその運転方法とかそういうのを考えて、できるだけ今の料金体系を保ったまま健全運営ができるように、努力したいと考えております。

以上です。

○江上議長

他に質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第21号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第21号議案は原案のとおり認定することに決しました。ここで、休憩とし、再開は午後1時00分といたします。

(休憩)

○江上議長

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第 15、第 22 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 22 号議案を説明いたします。議案書の 22 ページをお開きください。

第 22 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第 1 号)について」

令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり提出する。令和 4 年 10 月 6 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

まず、今回の補正予算の概要につきまして、4 点申し上げます。1 点目は、令和 3 年度決算による前年度繰越金の確定等に伴う補正。2 点目は、総務省が行う地方単独事業の決算額に関する調査に対応するため財務会計システム改修委託料の増額補正。3 点目は、消防本部庁舎等更新事業、いわゆる福津消防署建設に係る増額補正。4 点目は、消防職員新規採用に伴う需用費等の増額補正です。

では、補正予算の説明に入ります。次ページ、一般会計補正予算書(第 1 号)、1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正第 1 条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,786 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 2,052 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 条につきましては、4 ページをお開き下さい。第 2 表地方債補正です。消防本部庁舎等更新事業に係る緊急防災・減災事業債を 1 億 270 万円増額し、同じく一般単独事業債を 3,220 万円増額し、地方債の限度額を 1 億 7,960 万円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

まず、歳入の説明をいたします。10 ページ、11 ページをお開きください。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 議会費負担金は、補正前の額 195 万 6,000 円から、39 万 9,000 円を減額し、155 万 7,000 円とするものです。内訳として、宗像市負担金が 19 万 9,000 円の減額、福津市負担金が 20 万円の減額です。

2 目 総務費負担金は、補正前の額 5,881 万円から 235 万 2,000 円を減額し、5,645 万 8,000 円とするものです。内訳として宗像市負担金が 134 万 3,000 円の減額、福津市負担金が 100 万 9,000 円の減額です。

3 目 衛生費負担金は、補正前の額 1 億 4,681 万 5,000 円から 531 万 3,000 円を減額し、1 億 4,150 万 2,000 円とするものです。

4 目 消防費負担金は、補正前の額 17 億 4,678 万 6,000 円に 1,122 万 1,000 円を増額し、17 億 5,800 万 7,000 円とするものです。内訳としては、宗像市負担金が 641 万 7,000 円の増額、福津市負担金が 480 万 4,000 円の増額です。

なお、1 款の各目は、令和 3 年度決算の確定による前年度繰越金の増額に伴うもので、消防費以外は減額補正しております。消防費負担金については、消防本部庁舎等更新事業および消防職員の新規採用に伴い増額補正となります。

次に、5 款 繰入金、1 項 基金繰入金、1 目 財政調整基金繰入金は、令和 3 年度決算による前年度繰越金の確定により、補正前の額 2,725 万円に対し、12 万 7,000 円を減額し、2,712 万 3,000 円とするものです。

6 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金は、令和 3 年度決算による前年度繰越金の確定により、補正前の額 330 万円に 2,993 万 3,000 円を増額し、3,323 万 3,000 円とするものです。

次に、歳出の説明に入ります。12 ページ、13 ページをお開きください。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費は、補正前の額 4,729 万 2,000 円に 22 万円を増額し、4,751 万 2,000 円とするものです。これは、総務省が行う地方単独事業の決算額に関する調査が、令和 4 年度決算額に関する調査から決算統計システムによる調査に変更される旨の連絡があつたため、財

務会計システム改修委託料を増額するものです。

4款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費は、補正前の額 15 億 5,678 万 3,000 円に、1 億 6,764 万 3,000 円を増額し、17 億 2,442 万 6,000 円とするものです。これは、消防職員新規採用と消防本部庁舎等更新事業に伴う増額補正となります。なお、消防本部庁舎等更新事業には、先ほど 4 ページの第 2 表 地方債補正でご説明しました緊急防災・減災事業債および一般単独事業債、併せて 1 億 3,490 万円を補正額の特定財源としております。

3 細目 職員人事管理費におきましては、新規採用者消耗品として 62 万 8,000 円を、採用試験や採用予定者の健康診断を委託するための委託料として 25 万 9,000 円をそれぞれ増額補正しております。

20 細目 消防本部庁舎等更新事業におきましては、用地鑑定や測量・埋蔵文化財調査に関する委託料として 3,914 万円を、土地購入費として 1 億 2,640 万円を、立木補償金等として 114 万 6,000 円をそれぞれ増額補正しております。

最後に、地方債の令和 4 年度中起債見込額について説明いたします。14 ページ、15 ページをお開き下さい。

15 ページ、令和 4 年度中起債見込額欄の下から 7、8 段目の括弧書き、消防本部庁舎等更新事業のそれぞれ 2,760 万円と 1 億 670 万円については、一般会計繰越明許費繰越計算書(報告第 1 号)において説明しましたとおり、執行しない予定でございます。

福津消防署の更新について、川嶋参事より新候補地の説明を行います。

○江上議長

川嶋総務課参事兼総務係長。

○川嶋総務課参事兼総務係長

総務課参事の川嶋です。よろしくお願ひします。

消防本部庁舎等更新事業の福津消防署建設予定地について説明します。前回の議員連絡会等でご報告しておりました、福津消防署建設予定地の見直しについて調査検討を進めまして、建設予定地を選定しました。検討内容につきましては、以前から候補地に挙げておきました現在の西福間福津署隣接地、津丸、東部浄水場に加えまして、上西郷、手光、久末、宮司地区で 7,000 平米程度の一団の土地を調査し、ハザードマップの危険地域や交通状況等を考慮し、最終的に現福津署隣接地、津丸東部浄水場、手光こうみようの丘保育園隣接地の 3箇所に絞って検討しております。

配付資料をご確認ください。A3 の資料①は、候補地 3 箇所の位置図の各箇所の航空写真になっております。A4 の資料②や、消防力適正配置調査の資料で、宗像地区の消防事業の状況、福津消防署の適正配置範囲を記載したものになっております。この 3 箇所の比較検討を進める中で、消防力適正配置調査や、安全性、経済性、施工性を調査し、結果として適正配置調査において、署所の最適配置の範囲内にあること。7,000 平米以上の面積の確保が可能であること。福津市都市計画マスターplan で示す行政文化福祉サービス拠点エリアに立地することで、防災面などの迅速な連携が図られることの状況から、手光こうみようの丘保育園隣接地を最適地としてまとめております。

これから、調査の早期完成を目指し、用地取得をはじめ庁舎建設に必要になる詳細な調査業務を行ってまいりますので、用地購入費 1 億 2,640 万円、委託費 3,914 万円を補正計上させていただきました。なお、2 月の議会では、用地取得の面積要件、1 件の契約が 5,000 平米以上の土地取得に伴う契約議案を上げさせていただく予定にしております。

以上で令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第 1 号)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

はい。それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。はい、米山議員。

○米山議員

今候補地として最適と言われた手光地区について、試掘の結果、文化財が出てきたというふうにお聞きしておりますが、どのような文化財が出てきたのか、質問をいたします。

○川嶋総務課参事兼総務係長

文化財の試掘で土器、それからですね、その当時の建物の柱の跡等が発見されております。以上です。

○江上議長

米山議員。

○米山議員

その調査完了するのに3年度の文化財課の話では、3年の期間を要するというふうに言ってますがそういうような事実があるんですか。

○江上議長

川嶋総務課参事兼総務係長。

○川嶋総務課参事兼総務係長

福津市の文化財の担当の方とは協議させていただいておりまして、今度の試掘に対しまして本掘、本調査のほうが必要になってまいりました。で、その期間のほうの算定が終わっておりまして約4.5か月の調査期間が必要というふうに回答を得ております。

○江上議長

米山議員。

○米山議員

要するに時間的にどのぐらいかかるでしょうか。3年間も実際に本当にかかるんであれば到底、ここに建築しても、時間的な問題があると考えますんで、大した調査でなければいいんですが、期間的に調査はどのぐらいで終了するのか、お尋ねいたします。

○江上議長

川嶋総務課参事兼総務係長。

○川嶋総務課参事兼総務係長

調査に関しましては、現場での掘削等を伴う調査が4.5か月でございます。それから資料の整理に関しまして並行して1年間、全部で1年間の調査期間というふうにお聞きしております。

○江上議長

米山議員。

○米山議員

まさに調査の期間はそうなんですが、要するに、重要な文化財ではないというふうに理解してよろしいですか。

○江上議長

川嶋総務課参事兼総務係長。

○川嶋総務課参事兼総務係長

文化財の内容につきましては試掘の段階では、それほど大きなものが出てないというふうにお聞きしております。実際に掘削してですね、全部を調査して、結果が出るような形になりますが、隣接地とかを考えまして、大きなものが出ない、実際この場所が 7,600 平米の面積を予定しております。調査範囲に関しましては約 1,500 平米を計画しております。以上です。

○江上議長

他に質疑ございませんか。はい。岩岡議員。

○岩岡議員

はい。人件費の件に関してお伺いしたいなと思いますけども、先ほどのご説明で職員採用の話があつたと思いますけども、今回の中で採用を何人する予定なのかについて、まず教えていただきたいなというふうに思います。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

消防長の永島でございます。今回、ご承認いただければですね、2 名の職員を採用予定しております。1 名につきましては、9 月 30 日付けをもって退職者が出了ましたので、そちらの補充と。もう 1 名は、育児休業または育児休暇等の取得に対する補充に 1 名を考えております。なお、今後、職員の定年延長も含めたですね、適正な職員定数の管理を検討することとしております。以上でございます。

○江上議長

岩岡議員。

○岩岡議員

はい。今のご答弁を伺いますと、2 名両方補填するというような役割が強いのかなというような感覚がします。一方でこれから先どこまでコロナが続くか分かれませんけれども、いろんな理由で消防の職員の皆さん、コロナにかかったりして、職員が一時的に少なくなったときに、火災なり発生すると、非常に問題が起きるのかなというふうに思いますけれども、今後の消防に関して、職員の数に関して適正な人数はどれぐらいなのかということについて見通しなり方向性なりがあれば、執行部のほうに伺いたいなというふうに思います。

○江上議長

はい。永島消防長。

○永島消防長

はい。うちの消防本部で、現在のところを条例定数は消防職員 151 名というところで増員議案を 5 年前ですか 6 年前ですかね、組合議会のほうでご承認いただきまして、151 名内ですね、消防力に対応できる職員を計画的に定数管理をしようというふうに当時、ご報告をしておりました。それからコロナもあります。今回の育児休暇の取得の推進もございます。それから、2 月議会の予定でございますけども、定年延長という課題も出てきております。そちらも含めてですね、今後消防職員の、先ほど申しましたように、適正な定員管

理を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○江上議長

他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので討論を終結します。これより、第 22 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第 22 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 16、第 23 号議案「令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 23 号議案をご説明いたします。議案書 23 ページをお開きください。

第 23 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算(第 1 号)について」令和 4 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 6 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

まず、今回の補正予算の概要につきまして、2 点申し上げます。1 点目は、令和 3 年度決算による前年度繰越金の確定等に伴う補正。2 点目は、宗像医師会病院が照明を LED 化することに伴う急患センターの照明 LED 化工事負担金に係る増額補正です。

では、補正予算の説明に入ります。次ページ、急患センター事業特別会計補正予算書1ページをお願いします。

(歳入歳出予算の補正)第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 263 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,497 万 1,000 円とするものです。

補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。8、9 ページをお開きください。2 款分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 経常費負担金は、補正前の額 1 億 7,780 万 2,000 円から、1,791 万 5,000 円を減額し、1 億 5,988 万 7,000 円としております。内訳としまして、宗像市負担金を 1,059 万円、福津市負担金を 732 万 5,000 円、減額しております。

次に 4 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金は、補正前の額 100 万円に、2,055 万円を増額し、2,155 万円としております。補正額の内訳は、主に前年度繰越金によるものです。前年度繰越金が増額となった理由としては、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ診療収入が、令和 3 年度になって回復基調が続いたことによるものです。

次に、歳出の説明をいたします。10 ページ、11 ページをお開きください。1 款 急患センター運営費、1 項 管理運営費、1 目 管理及び運営費は、補正前の額 2 億 4,593 万 4,000 円に、263 万 5,000 円を増額

し、2億4,856万9,000円とするものです。補正内容は18節 負担金、補助及び交付金において、医師会病院のLED化に伴う、急患センター内の照明 LED化工事負担金として、263万5,000円を増額しています。

以上で、令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。はい、横山議員。

○横山議員

分かる範囲でいいんですが、LED化しましてですね、全館取り替えるのか、それと、電気料金がどのくらい安くなるのか、概算でもいいですので分かるだけ教えてください。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

今回の補正で工事費としては263万5,000円という形で計上させていただきますけども、今回工事することによって、電気代の減額によって、約4年で、この工事費を取り戻す目算しております。以上です。

○江上議長

はい、横山議員。

○横山議員

もう全館やってしまうのかそれとも部分的なことなのか、ということです。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

この急患センターのLED化については、随分前から、話は上がってたんですけども、急患センターのみの話になっておりました。急患センターの電気代の支払いは、医師会病院と面積案分において支払うということで、急患センターだけをやっても仕方ないんじやないかというような話で、先延ばししておったところ、今回、医師会全体をLED化することになりましたので、それに便乗させていただくということで、今回、補正に計上させていただいたところです。医師会の全館LED化をするということです。

○江上議長

よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

はい。ないようですので、質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 23 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。ここで執行部入替えのため暫時休憩といたします。議員各位は自席でお待ちください。

(休憩)

○江上議長

それでは、日程第 17、第 24 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 24 号議案を説明いたします。議案書の 24 ページをお開きください。

第 24 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第 2 号)について」

令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり提出する。令和 4 年 10 月 6 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条につきましては、収益的収入の 1 款 水道事業収益、2 項 営業外収益を 67 万 1,000 円減額し、水道事業収益合計で 35 億 9,532 万 7,000 円とするものです。また、収益的支出の 1 款 水道事業費用、1 項 営業費用を 3,704 万 1,000 円増額、2 項 営業外費用を 372 万円減額し、水道事業費用合計で 31 億 6,797 万 4,000 円とするものでございます。第 3 条につきましては、資本的支出の 1 款 4 項 返還金を 599 万 9,000 円減額し、資本的支出合計で 17 億 5,225 万 9,000 円とするものでございます。

次に 4 ページ、5 ページをお開き下さい。

令和 4 年度末の、予定貸借対照表を掲載しています。年度末の保有現金は、資産の部 2. 流動資産(1)現金預金の 59 億 9,389 万 6,477 円の予定でございます。また、資産合計、負債資本合計はそれぞれ 387 億 926 万 1,442 円となる予定でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。事項別明細書です。

下段、収益的支出の 1 款 1 項 1 目原水及び浄水費、15 節 委託料は、北九州市への包括委託料のうち、動力費を 2,000 万円、薬品費を 850 万円増額して、それぞれ 1 億 2,118 万 6,000 円、3,705 万 7,000 円とするものです。動力費については、物価高騰により電力料金が上昇していること、また、薬品費については少雨傾向によって原水の水質が悪化し薬品注入量が増加していることによるものです。2 目 配水及び給水費、15 節 委託料は、漏水事故等による修繕費用の見込みが当初よりも増加したことにより、北九州市への包括委託費のうち、修繕費を 1,200 万円増額して 1 億 4,560 万 6,000 円とするものでございます。5 目 大島簡易水道事業費、15 節 委託料は、物価高騰による電力料金上昇と漏水事故等による修繕費用の見込みの増加により、北九州市への包括委託費のうち、光熱水費を 10 万円、修繕費を 50 万円増額して、それぞれ 86 万 6,000 円、389 万 4,000 円とするものでございます。6 目 減価償却費は、令和 3 年度決算額の確定により 405 万 9,000 円減額して 12 億 1,810 万 2,000 円とするものでございます。

8 ページ、9 ページをお開き下さい。

資本的支出の1款4項返還金、1目国庫補助金返還金は、599万9,000円を全て減額するもので、令和3年度決算により、消費税相当分の国庫補助金を返還する必要がなくなったことによるものでございます。

以上で、令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。はい、横山議員。

○横山議員

はい。ちょっと一点お教えください。大島簡易水道の修繕、漏水というお話ですけど、この漏水は何箇所か、それと規模が分かれば教えてください。

○江上議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

大島簡易水道の漏水、修理ですが、現在のところ5件出ております。1件当たり12万3,000円ぐらいかかるつておりますので、上半期で5件ということは、あと4件ぐらいは出るのではないかと考えております。以上です。

○江上議長

はい、横山議員。

○横山議員

はい、ありがとうございます。要はこれは12万3,000円で同じようなもの5件ということですので、私が心配したのは、機械的なものの漏水なのか、管渠の漏水なのかっていうことで、多分管渠の話だと思うんですが、機械的なものだったら、結局、しそっちゅう見よるわけじゃないと思いますので、物凄く莫大な費用がかかりますのでね、そのところを、点検されるかどうかそれだけお願いします。

○江上議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

浄水場の設備は、中央管理室のほうで、モニターしております。また、毎月点検を行っておりますので、浄水場関連の大きな修理については、早期に発見できるものと考えております。今、お答えしましたものについては、配水管とか給水管の修理代でございます。以上です。

○江上議長

よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

はい、ないようですので質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 24 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、第 25 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求める。堤事務局長。

○堤事務局長

第 25 号議案を説明いたします。議案書の 25 ページをお開きください。

第 25 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)について」

令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 6 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

本木簡易水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条につきましては、収益的収入の 1 款 簡易水道事業収益、2 項 営業外収益を 329 万 6,000 円増額、3 項特別利益を 131 万 1,000 円減額して、簡易水道事業収益合計で 2,499 万 9,000 円とするものです。

また、収益的支出の 1 款 簡易水道事業費用、1 項 営業費用を 231 万 4,000 円増額、2 項 営業外費用を 36 万 1,000 円減額して、簡易水道事業費用合計で 1,906 万 8,000 円とするものでございます。

第 3 条につきましては、資本的収入の 1 款 3 項 補助金を 116 万 2,000 円増額して、資本的収入合計で 6,968 万 3,000 円とし、また、資本的支出の 1 款 3 項 企業債償還金を 8 万 2,000 円減額して、資本的支出合計で 6,976 万 5,000 円とするものでございます。

第 4 条につきましては、福津市からの補助金額を 678 万 1,000 円に補正するものです。

次に 4 ページ、5 ページをお開き下さい。

令和 4 年度末の予定貸借対照表です。年度末の保有現金は、資産の部 2. 流動資産 現金預金の 4,392 円の予定でございます。また、資産合計、負債資本合計それぞれ 2 億 2,546 万 1,077 円となる予定でございます。

6 ページ、7 ページには、令和 4 年 4 月 1 日に地方公営企業会計としてスタートした時点の開始貸借対照表を掲載しています。

8 ページ、9 ページをお開きください。事項別明細書でございます。

上段、収益的収入の 1 款 2 項 営業外収益、2 目 他会計補助金は、補正による収入支出構成の変動に伴い、福津市からの補助金を 184 万 8,000 円増額して、367 万 8,000 円とするものでございます。8 目長期前受金戻入は、主に企業債元金償還金に充てる補助金の受け入れ方を変更したことにより 155 万 8,000 円増額して、803 万 9,000 円とするものでございます。

3 項 特別利益、3 目 その他特別利益は、131 万 1,000 円減額して 578 万 3,000 円とするものでございます。これは、令和 3 年度分の消費税確定申告の結果、消費税過年度還付金が見込みを下回ったことによるものです。

下段、収益的支出の 1 款 1 項 1 目 簡易水道事業費、15 節 委託料は、漏水事故等による修繕費用の見込額が増加したことにより、北九州市への包括委託費のうち、修繕費を 200 万円増額して 615 万

4,000円とするものでございます。

6目 減価償却費は、開始貸借対照表の確定により31万4,000円増額して812万1,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお開き下さい。

上段、資本的収入の1款 3項 2目 他会計補助金は、116万2,000円を増額して310万3,000円とするものでございます。これは、企業債償還元金に充てる赤字繰入分について、消費税計算上有利になることから、当初予算計上時点の収益的収入での受け入れから資本的収入での受け入れへと変更したものでございます。

以上で、令和4年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようすで質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようすで、討論を終結します。これより、第25号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第25号議案は原案のとおり可決されました。以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

なお、本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の規定に基づき、議長にご一任いただきたいと存じますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。したがいまして、字句、数字等の整理訂正につきましては、議長にご一任いただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしましたので、令和4年第2回定期例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。